

歴史学における贈与・交換の研究視角 —日本中世史を事例として—

下 川 雅 弘*

Research Perspectives on “Gift” and “Exchange” in History —Based on the Case of Japanese Medieval History—

Masahiro SHIMOKAWA*

We often deal with things in form of “gift” and “exchange”. Our human relation in daily lives has gradually been getting lost, because we “exchange” stuffs more than we “gift” them. In order to solve this situation, we need to re-consider the idea of “gift”. We need to have researches on how “gift” and “exchange” has worked and changed somehow. So, in this thesis, I would like to show how we can start the research on and manage them especially in the field of Japanese medieval history.

はじめに

社会史ブームという、最近30年前後における日本の歴史学界の潮流の中で、贈与をテーマとした研究は、けっして珍しいものではない¹。しかし、贈与について、その対概念である交換との関係性を、明瞭に認識してなされた研究は、少ないように感じられる。また、後述するような贈与に含まれる複雑な両義性についても、これを明確に意識した研究は、必ずしも多いとはいいがたい。

そこで、本稿では、贈与と交換の普遍的な性格を確認するとともに、その時代ごとの特殊性や歴史的展開を追求することの重要性にも言及しつつ、歴史学、とりわけ日本中世史において、どのような視点から贈与・交換の研究を進めるべきかについて、検討していきたい。

1. 贈与と交換

贈与と交換は、どちらも人間が介在するモノやサービスの移動の主要な形態である。贈与が個人（または集団）と個人（または集団）間におけるモノやサービスの一方的な移動であるのに対して、交換はその双方向的な移動であると規定される²。

交換とは、互いに必要としていて等価とみなすモノやサービス同士、あるいはモノやサービスと貨幣との取り引きであり、商品の売買がもっとも一般的である。他方の贈与とは、たとえば誕生日のプレゼントや旅行のお土産のように、相手が必要としているとは限らないモノやサービスの一方的な提供である。贈り物を受け取った側は、それが必要なモノやサービスであったかどうかは別として、贈り物を贈った側

*人文学部 日本文化学科

に返礼の必要性を感じる事となる。贈り物を与えることは、相手に負い目の感情を抱かせることとなり、こうした負い目の感情が、返礼の義務を生み出すのである。このように一時的に負い目の感情を甘んじて受け入れ、一定期間を経て同等程度の価値のモノやサービスを贈り返すことによって、相互の友好関係は構築されたり発展したりする³。

この負い目の感情による返礼の義務は、結果として現象面における贈与と交換の区別を曖昧にしてしまう。このため贈与と返礼によるモノやサービスの双方向的な移動は、経済学・人類学・社会学によって表現は異なるが、市場交換・商品交換・経済的交換に対して、贈与交換・儀礼交換・社会的交換と称され、交換の範疇で捉えられることがある。本来は一方的な贈与が、双方向的なモノやサービスの移動になることによって、結果的に交換との差異は不明瞭になるが、それでもなお贈与と交換には多くの違いが存在する。オランダの文化人類学者であるファン・バールは、贈与と交換の違いについて、【図表1】のとおり対比的に整理している⁴。

交換では、必要とするモノやサービス（あるいは貨幣）を手に入れることが目的であるので、

原則的にその対価は確かかつ速やかに支払われ（あるいは商品は確かかつ速やかに手渡され）、両者の関係はその時点で終了する。これに対して贈与は、相手との人間関係を築くことが目的であるので、やり取りされるモノやサービスの価値は、しばしば不確定で不均衡である。贈与に対する返礼が、等価でかつ速やかになされることは、相手に対する負い目の受け入れ、すなわち相手との人間関係の構築を拒否することに等しい。したがって、相手との関係を望まない場合を除けば、贈与による負い目は一時的に受け入れられ、適当な時間を置いて返礼がなされることによって、友好関係が構築され、こうしたやり取りが繰り返されることによって、その関係は発展していくのである。

そもそもモノやサービスを贈与する者は、程度の差こそあるものの、基本的に何らかの見返りを期待している。贈与によって相手との関係を築きたい願うのも、見返りへの期待の一つである。ここでいう人間関係とは、けっして対等なものとは限らない。たとえばある富豪が、恵まれない子どもたちに学習用具を寄贈したとする。もちろん彼が、子どもたちからの有形の返礼を望んで寄贈したのではなくても、子どもた

贈与	交換
<p>当事者は必ずしも対等でない。</p> <p>両者の社会的関係は強く、しかもこの関係は交換完結により、一層強められる。</p> <p>人間としての相手が目当て。</p> <p>交換される品は、しばしば、非常に高く評価される。互酬的ではあるが、必ずしも均衡はとれていない。贈物の授受は義務づけられている。</p> <p>贈与は「法」の保護を受けない。</p> <p>贈物は当事者を結びつけ、たんなる当事者をパートナーに変える。</p>	<p>当事者は、機能上、相互に対等である。</p> <p>当事者間の社会的関係は弱く、交易行為の終了とともに両者の関係はつかい果たされる。</p> <p>相手の所有する品物が目当て。</p> <p>交換される品物は、普通あまり高く評価されない。厳密な、均衡のとれた互酬性。</p> <p>交易するかどうか、相手の申し出をうけるかどうかは、自由。</p> <p>契約（交易関係の細部）は「法」により保護されている。</p> <p>交易は当事者を結びつけない。</p>

【図表1】 ファン・バールによる贈与と交換の区分

ちからはお礼の言葉といった無形の返礼が寄せられるかもしれない。あるいは、名望家として彼の地位は高まるであろう。こうした無形の見返りは容易に予想できることであり、意識的であるかどうかは別として、彼にそのような期待が全くなかったとはいえない。一切の見返りを期待していないことを示すために、匿名でこうした寄贈を行ったとしても、おそらく彼には、善行をしたことによるある種の満足感といった見返りが与えられるのである。

つまり、贈与の本来の姿である一方向的なモノやサービスの移動、すなわち見返りを期待しない贈与というものは、親の子に対する母性愛や聖人君子の自己犠牲といった無償の愛は例外的に認められるかもしれないが、原則的に現実社会にはほとんど存在しないのである。人間に対してこうした見返りを期待しない贈与がなせるのは、さまざまな恵みを一方的に与えてくれる自然だけであり、これは人間側の意識からすれば、神のみに許された所業ということになる。こうした贈与は、特別なものとして、純粹贈与と称されている。(人間に対して純粹贈与をなす自然や神といった存在は、現実の人間社会に大きな規定性を有しており、歴史学にとってもきわめて重要な検討対象であるが⁵、本稿では人間同士の贈与・交換に考察範囲を限定したい。)

これに対して、人間から神への贈与は、これも一方向的に見えるのであるが、自然からの恵みへの期待や、自然の脅威を和らげるためであったり、自然の恵みに対する感謝としての返礼であったりと、その目的はしばしば双方向的で、きわめて打算的なものである。

以上のように、贈与とは原義的には一方向的なものであるにもかかわらず、人間による贈与は、意識的か無意識的かについて考慮の余地があるにせよ、原則として有形無形の返礼を期待

するものであり、現実的には双方向的で、つねに交換との区別が曖昧になることを、ここでは確認しておきたい。では、人間社会における贈与と交換の決定的な違いとは、いかなるものであろうか。

現実社会における贈与の動機について考えてみると、自らが何らかの目的をもって開始した贈与と、すでに相手からなされた贈与に対する返礼としての贈与に、ひとまず分類ができそうである。ここで贈与・返礼されるものは、どちらも有形のモノである場合も多いと考えられるが、たとえばお世話になったことに対するお礼としての贈り物であったり、贈り物を受け取ったことをきっかけとして、贈り主の面倒を見てやったりというように、贈与および返礼としての贈与の一方(あるいは両方)が、無形のモノ＝サービスであることはしばしば存在する。

ここで注目したいのは、世話をしたからといって、相手から返礼がなされる保障はなく、また、贈り物をしたからといって、相手から面倒を見てもらえる保障もないということである。つまり、贈与とは、いずれの場合でも、返礼がなされるかどうかが不確定であるにもかかわらず(もちろん返礼への期待はあるが)、モノやサービスを(結果的に一時的となる場合が多いにせよ)一方的に提供する点で、交換とは決定的に異なると規定できよう⁶。先に紹介した【図表1】のように、ファン・パールは、贈与と交換の違いの一つとして法による保護の有無を指摘したが、これは、交換とは違って、贈与が返礼を何ら保障しないモノやサービスの移動であることを示しており、本稿でもこの点を贈与と交換の差異の明確な指標として、以下の論を展開していきたい。

2. 複雑な贈与の両義性

さて、返礼への期待はあってもその保障のな

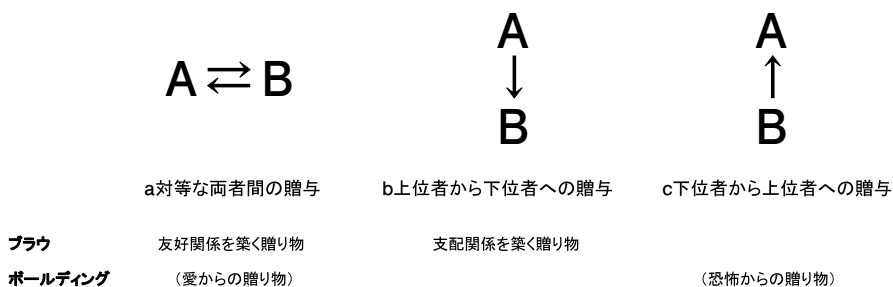
い贈与であるが、贈り物にともなう負い目の感情が相手にいったん受け入れられた上で返礼がなされ、こうしたやり取りが繰り返されれば、両者の友好関係は進展していく。しかし、相手が贈り物を受け入れるだけで返礼を行えなければ、負い目の感情は一方的に受け手の元に蓄積され、贈り主に対して従属的な地位に甘んぜざるを得なくなる。このような贈り物の性質を利用して、返礼が不可能なほどの贈り物を一方的に贈り付け、自らの地位の向上や維持を意図的に企てようとする行為は、しばしば見受けられよう。善意からか悪意があるかは別として、たとえば飲み会などで上司がいつも部下の支払いを引き受けたり、先輩がつねに後輩の面倒を見たりといった事例がそれである。

こうした贈与の二面性に関する指摘は枚挙にいとまがないが、アメリカの社会学者であるブラウは、この相反する性質を、友好関係を構築する贈与と、支配関係を構築する贈与として区分した⁷。これをAとBの二者間における単純化したモデルで示すと、前者が【図表2】のa、後者が【図表2】のbに相当する。このうち支配関係を構築する贈与は、上位者から下位者への一方向的な贈与に見えるかもしれないが、贈り主は自らの地位の向上や維持といった大きな見返りを得ている。つまり、両者の地位の差が、贈られたモノやサービスの不均衡を相殺しているのである。

ブラウによる区分以外にも、贈与に内在するさまざまな性質については、論者によってそれぞれ独自の分類がなされているが⁸、贈与する側の動機から、贈与の二面性を指摘したのが、アメリカの経済学者のボールディングである⁹。

彼は、動機が積極的なものを愛からの贈与、消極的なものを恐怖からの贈与として、両者を区分した。前者は、友人への旅行土産や誕生日プレゼントなどであり、ブラウのいう友好関係を築く贈与と同様に、【図表2】のaに当てはまることが多い。これに対して、ボールディングは、後者を貢ぎ物と捉え、臣下から支配者へ、家臣から領主へ、教区民から牧師への贈り物、さらには租税のシステムまでを、何らかの脅迫の結果なされる贈与として位置づけている。たとえばまったく好意を持っていない上司に対して、周りと足並みをそろえるために仕方なく贈るお中元やお歳暮なども、これに分類されよう。これを【図表2】に当てはめると、cの場合に最も多いと考えられる。つまり、ボールディングのいう恐怖からの贈与は、ブラウのいう支配関係を築く贈与のような【図表2】のbとは正反対に、優越した地位を持つ上位者の方へ、モノやサービスが移動するのである。

ただし、成田善弘氏が指摘するように、愛からか恐怖からかという贈与の二面性は、けっして二者択一的なものではなく、贈り物は愛と恐怖の混合体であり、しばしばその背後には両価



【図表2】 A-B 二者間における贈与のモデル

的感情が潜むことが多い¹⁰。

【図表2】のaやbにおいても、たとえばaでは、仲間はずれにされたくないとか、恋人に嫌われたくないといった恐怖心から、必要以上の贈与を行う場合や、bでは、社会的立場のある者が、自分の地位を守るためや、周囲から嫉妬心を抱かれぬために、仕方なく富の一部を公共の福祉目的で寄付する場合¹¹のように、動機が消極的な恐怖からの贈与は存在する。日本中世の事例では、荘園領主による在地への経済的援助としての下行などが、これに類するといえる。

また、【図表2】のbやcにおいても、たとえばbでは、上司がすすんで部下の仕事の面倒を見たり、部下に慕われたいために食事を奢ったり、cでは、純粹に先輩への感謝の気持ちを伝えるためや、先輩に気に入られることを期待してというように、動機が積極的な愛からの贈与は存在する。日本中世の事例では、領主の尽力に感謝した領民からの贈り物や¹²、神仏への救済を求める寄進・喜捨や、慈悲の心による勸進活動への援助などは、これに相当する。

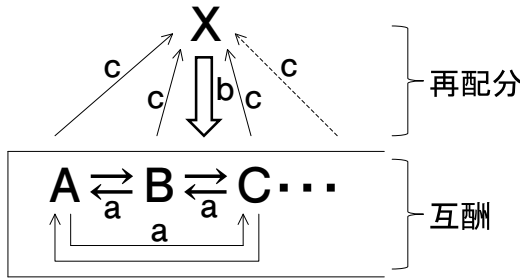
以上のように、【図表2】のaのような友好関係を築く贈与や、bのような支配関係を築く贈与の中でも、それぞれ愛からの贈与と恐怖からの贈与が同居している場合は存在する。いいかえれば、相手のために行っているように見える贈与に、実は自分のためという動機が含まれていたり、またその逆であったりすることは、珍しくないのである。さらに、【図表2】のcにおいては、本来は下位者が上位者に対して行っていた愛からの贈与が、いつしか先例化・慣例化して租税のように扱われ、恐怖からの贈与へと転化してしまうことも、しばしば確認できる。桜井英治氏は、平安時代の官物や室町時代の有徳銭も、もとは自発性を背景に持つ贈与であり、いずれも中世を通じて繰り返された贈

与の租税化の一例であるとした¹³。

さて、ここまで【図表2】のbとcについて、それぞれ個別に論じてきたが、下位者から上位者への贈与の返礼として、上位者から下位者への贈与がなされる（あるいはその逆）というように、bとcは双方向的な関係性を示す場合も多く存在する。たとえば金子拓氏により、御成といった儀礼行為を通じて、寺社家から室町殿へ贈られた贈り物を、室町殿が寄進という形で寺社家に返礼し、自らの気前のよさを示すことで、その權威の向上を図っていた事例が紹介されているが¹⁴、これはbとcの双方向的な関係を典型的に物語っている。室町殿への贈り物は、周囲との足並みをそろえるために仕方なくなされたもの、すなわち消極的な恐怖からの贈与である場合が多かったが¹⁵、こうして寄せられた贈り物を、室町殿は支配関係を築く贈与として再利用していたのである。このような自らの權威の向上や維持を目的とした贈り物の活用は、歴史上の多くの権力によってなされた手法であった¹⁶。

【図表2】のcのような下位者から上位者への贈与が、愛からではなく恐怖からの動機によって、しかも一方的的にのみなされれば、それは搾取や収奪・略奪と呼ばれる。けれども、【図表2】のcに対応して、bのような上位者から下位者への贈与がなされ、双方向的な関係性が形成されると、これはやがて慣例化し、その社会集団内で広く承認された制度となる。こうした上位者と下位者の双方向的なモノやサービスのやり取りは、経済人類学者のポランニーのいう再配分に相当する。

ポランニーは、人間がモノやサービスをやり取りする形態を、互酬・再配分・市場交換に分類した¹⁷。互酬とは、安定した相互関係を持つ共同体の構成員間におけるモノやサービスの贈り合いであり、これに対して再配分とは、首長



注【図表3】の abc は、【図表2】の abc に対応している。

- a 対等な両者間の贈与
- b 上位者から下位者への贈与
- c 下位者から上位者への贈与

【図表3】 互酬と再配分のモデル

など社会の中心へのモノやサービスの求心的な集中と、中心から周縁へのモノやサービスの遠心的な配分である。これらを【図表3】で示すと、構成員 A・B・C…からなる社会集団内のモノやサービスのやり取りが互酬で、こうした社会集団とその上位に立つ者 X との間のモノやサービスのやり取りが再配分となる¹⁸。ポランニーは、再配分について、その社会が部族的か、都市国家的か、専制的か、封建的かを問わないといい、【図表3】における上位に立つ者 X は、その社会のあり方に応じて、部族長であったり、寺院であったり、専制君主であったり、領主であったりというように、さまざまであるとしている。

ただし、ポランニーは、互酬にせよ再配分にせよ、こうしたモノやサービスのやり取りは、個人所有が共同所有から分離していない社会における形態と考えており、共同所有が解体し個人の利益が優先されたところに、市場交換が出現すると捉えている。市場交換とは、いうまでもなく、任意の個人や集団間における、市場を通したモノやサービスの、おもに貨幣による単発的な取り引きである。

この市場交換については後述することとして、一方の互酬や再配分は、日本中世史をはじめとする前近代史研究において、年貢・公事の性格

や、領主と百姓の関係性の解明といった観点から、これまでさまざまな議論がなされてきたので、これらの一部を簡単に整理しておきたい。

網野善彦氏は、領主から百姓への勸農と、百姓から領主への年貢を、契約的な贈与・互酬・貸借関係として捉えた¹⁹。さらに、勝俣鎮夫氏は、領主による領民の保護義務と、百姓による年貢・公事の納入の相互関係を指摘した²⁰。また、藤木久志氏も、領主と百姓との間における、上納と下行の多彩な習俗を描き出した²¹。

ただ、ここで気にかかるのが、網野氏のように年貢や公事を、無前提に贈与の範疇で捉えるのは、妥当なのかという点である。先述したように、贈与とは返礼があらかじめ何ら保障されないモノやサービスの移動であり、これが交換との決定的な違いである。網野氏の指摘するとおり、もし年貢と勸農が、百姓と領主の契約的な関係であるならば、これは贈与というより、むしろ限りなく交換に近いやり取りであると捉えるべきであろう。

現代社会における租税は、返礼の具体的な内容が、あらかじめ厳密に定められているわけではないにせよ、租税に対する見返りが、少なくとも公共サービスなどとして還元されることは、制度的に了解されている。こうした側面を重視する限りにおいて、現代の租税と公共サービスなどとの関係は、交換的と考えるのが妥当であろう。しかし、ボールディングも、現代社会における租税さえ、贈与の範疇で捉えている²²。公共サービスの配分過程には、いかに厳密な制度を設けたとしても、特定の人びとの力関係によって決定されているとしかいいようのない、多分に不明瞭な側面が存在し、また、決定結果もきわめて不均衡である場合が多い。こうした点を重視するならば、ボールディングのように現代の租税と公共サービスなどとの関係を、贈与的と考えるべき余地もたしかに存在しよう。

けれども、これまでの検討でも明らかなように、モノやサービスのやり取りには、贈与的側面と交換的側面が錯綜していることが多く、こうした相互関係が、贈与であるか交換であるかを二者択一的に判定し、その境界を明確化することなど、そもそも不可能であろうし、また、その意義もほとんどないと思われる。むしろ重要なのは、両者間でやり取りされるモノやサービスについて、あらかじめ何がどの程度約束されていたのか（あるいは、されていなかったのか）といった点を指標として、その相互関係における贈与的側面と交換的側面の錯綜状況や、その贈与的側面に含まれる、愛からの贈与と恐怖からの贈与の混合具合を、ありのままに抽出することであろう。こうした作業を通じて、そのやり取りがなされた社会やその時代の特徴を、明らかにすることが可能になると考える。

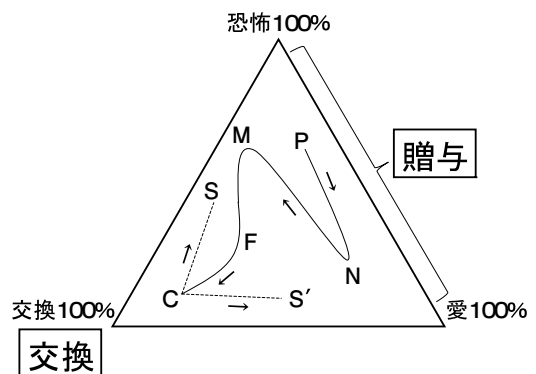
このような研究に相当する事例として、中世社会の相互扶助的な贈与である訪（トブラヒ）の性格を検証した遠藤基郎氏の成果がある²³。遠藤氏は、訪は対等者間、上位者から下位者、下位者から上位者のいずれの方向でなされる場合でも、人と人との関係に成立する普遍的かつ私的な贈与であったが、下位者から上位者へなされる場合、収取を補完するものとして権力を支える機能を有した点は看過できず、ここに中世的権力の特徴があるのではないかと評価した。日本中世には、訪のような贈与と租税との境界が曖昧なモノやサービスのやり取りが他にも数多く存在するが²⁴、これらを単純に贈与か租税かに区分するのではなく、こうしたやり取りの機能や性質を、遠藤氏のようにありのままに描き出す手法は、中世社会の特徴を導き出すために、きわめて有効であると考えられる。そして、このようなモノやサービスのやり取りの機能や性質を見極める指標として、贈与的なものと交換的なもの、愛からの贈与と恐怖からの贈与、友

好関係を築く贈与と支配関係を築く贈与、対等者間のやり取りと上下間のやり取りといった、そこに含まれる複雑な両義性を鋭く対比させ、これを明確に意識しながら、その中間に位置するモノやサービスのやり取りのさまざまな様態を明らかにすることが、贈与・交換研究にとって非常に重要であると考えている。これが本稿でもっとも強調したい点の一つである。

3. 贈与と交換の歴史的展開

こうした贈与と交換、あるいは贈与に内包されている両義性を意識して、人間社会の歴史の変遷を大ざっぱに素描してみせたのは、他ならぬボールディングである²⁵。彼は、社会のあり方として、贈与からなる社会と、交換からなる社会を設定し、このうち贈与からなる社会を、愛から発生する贈与社会と、恐怖から発生する贈与社会に区分することで、【図表4】のような社会三角形という概念モデルを描いた。そして、社会における愛・恐怖・交換の割合が、人間の歴史においてどのようなパターンをとってきたかを、大まかに示したのである。

ここでは人間社会が、P(旧石器時代)→N(新石器時代)→M(都市化と文明・帝国の勃興)→F(封建制)→C(資本主義)と時代を経るごとに、愛と恐怖の間を蛇行しながら、交換へ



【図表4】 ボールディングの社会三角形

と向かっていく様子が描かれるとともに、来るべき社会としてS（右翼か左翼かを問わない全体主義）とS'（民主的な社会主義）が想定され、人間にとっていかなる社会が理想的かについて議論が展開されている。後半部分について本稿で言及するつもりは毛頭ないが、愛・恐怖・交換の組み合わせから、歴史の展開や社会の特質を論じた前半部分は、もちろんあまりにも乱暴な捉え方であるとはいえ、贈与と交換から歴史を通読しようとした試みとして、とても興味深い。

ボールディングが、後半部分で現代的問題として贈与・交換を論じ、理想的な未来を【図表4】のS'のような愛からの贈与の割合が高い社会としていることから明らかなように、彼は交換の割合が高い資本主義社会を疑問視していた。そもそも贈与の体系的な研究に先鞭をつけた、フランスの人類学者で社会学者のモースもまた、『贈与論』を著した動機は、資本主義に対する批判からであったと考えられる²⁶。彼は、社会は政治・経済・宗教・倫理などの各領域に還元できないとして、全体的社会的事実という概念を提唱したが、これを深層で突き動かしているものは、資本主義に代表される交換の論理ではなく、贈与の論理であると主張した。このようにモースもボールディングも、50年の時を隔ててなお同様に、多くが計算可能で私的な利益の追求を目的とする、合理的で打算的な資本主義社会ではなく、多くが不定形で気前のよさと集団意識が尊ばれる、無私無欲な贈与社会に、人間社会のあるべき姿を見出そうとしたのである。

さて、この両者によって否定的に捉えられた資本主義社会は、贈与と交換という対概念に当てはめれば、もちろん交換が支配的な社会ということになる。人間がモノやサービスをやり取りする形態を、互酬・再配分・市場交換に分

類したポランニーは、ヨーロッパにおける、互酬・再配分を中心とする贈与と社会から、市場交換への移行を、18世紀末と捉えた。市場交換の発展は、資本主義的市場経済の急速な世界的拡大をもたらしていく。ポランニーは、近代において、人間と自然（土地）までもが商品化されることで共同所有が解体し、利潤の追求が優先されていったが、前近代の社会において、市場交換を中心とする社会は一度も存在しなかったと捉えた。たしかに前近代の共同体内において、利潤のみを追求する市場交換がなされることは、ほとんどなかったといえるのかもしれない。

こうした評価を含め、社会が近代に向かうほど、贈与的な社会から交換的な社会へ移行するという考え方は、たとえばボールディングもそのように描いたとおり、きわめて一般的な理解である。ただし、資本主義社会の出現・成立・拡大以前に、交換的なモノやサービスのやり取りがなかったと評価することはできまい。前近代の社会においても、それが近代的な資本主義的市場経済ではなかったにせよ、今村仁司氏が、贈与心性と交換心性の混合形式と表現した市庭的交換のような、貨幣による単発的な取り引きは存在していたし²⁷、また、先述したように、租税のような下位者から上位者へのモノやサービスの移動には、古くから贈与的側面と交換的側面が混在していた。相手との関係を築くことよりも、必要とするモノやサービスを手に入れることの方が目的であるようなやり取り、すなわち交換的な要素を含む取り引きは、近代以前においても少なからず存在していた。つまり、資本主義社会における市場交換は、間違いなく交換の範疇に属するが、交換的なモノやサービスのやり取りは、何も資本主義社会における市場交換に限らないのである。むしろ近代的な資本主義社会以前においても、贈与的なやり取りと交換的なやり取りが共存していたことにこそ、

注意を払う必要があると考える。たとえば日本中世における折紙の約束手形的な利用などから、当時の贈与経済と市場経済の緊密性を指摘した桜井英治氏の研究は、非常に興味深い成果の一つである²⁸。こうした経済的な側面に限らず、前近代の社会においても、贈与の論理だけでなく交換の論理が両輪となって、さまざまなモノやサービスのやり取りがなされていた可能性を、さらに追究していくべきであろう。

とはいえ贈与と交換の関係性の歴史的展開については、贈与の論理が支配的な前近代社会から、交換の論理が支配的な近代資本主義社会へとという理解が一般的であろう。ここまで本稿では、前近代の社会においても、贈与と交換の論理が錯綜していたことに注目してきたが、ここからは交換的社会とされる近代以降の贈与のあり方について、概観していきたい。

たとえばフランスの人類学者であるレヴィ＝ストロースが提示したような、贈与から交換へといった進化の図式は²⁹、現代における贈与は近親者間のプレゼントなどにその姿が残されるに過ぎないといった解釈に通じよう。市場経済が支配的な現代の日本社会においても、お中元・お歳暮や誕生日・クリスマスのプレゼントのように、贈与は身近な習慣として息づいている。ところで、現代社会における贈与は、本当に以上の理解のような限定的範囲にとどまるものなのであろうか。

ポールディングは、交換という概念をことさらに重視し、贈与を例外的とみる社会科学の傾向に対して、むしろ贈与の重要性は急速に増大しつつあると説いている³⁰。そこで、彼の紹介した具体例も交えながら、現代における贈与をおおよそ6種類に分類して考察してみよう。

1つ目は、市場経済が贈与を取り込んだものである。伊藤幹治氏が検討した日本におけるバレンタインデーとホワイトデーの創出などは、

その代表例である³¹。また、たとえば介護サービスの商品化のように、本来は家族内などにおける贈与の論理でなされてきた習慣に、交換の論理が贈与の論理を取り込みながら参入してきた分野は非常に多い。2つ目は、贈与が市場経済を支えているものである。割高であるにもかかわらず、あえて昔なじみの商店で商品を購入するとか、経済的交換の契約を取り結ぶための接待のような事例などが、これに相当しよう。3つ目は、これも伊藤幹治氏が詳述しているが、献血・臓器提供・政府開発援助といった、任意団体など不特定多数への公的贈与である³²。企業のメセナ活動や、軍事目的の同盟国への援助なども、これに含まれる。4つ目は、政府またはこれに準ずるような公的機関による援助である。政府や財団による教育・研究などへの補助金や奨学金、あるいは、バブル経済期における銀行の異常な融資なども、こうした事例の一つとなろう。5つ目は、組織内のモノの配分である。ポールディングは、公的な組織か私的な組織かを問わず、たとえば経理部から他部署への予算配分などには、多分に贈与的な側面が存在すると指摘した³³。6つ目は、日常における私的なボランティア行為である。これは、利他的で無償の志願活動でありながら、同時に自己満足的な余暇活動である場合がしばしば存在するという特徴がある。

以上のように、市場経済が支配的な現代社会においても、単なるプレゼントのやり取りにとどまらず、贈与は交換と混在する形できわめて重要な社会的役割を果たしているといえよう。たしかに現代は、資本主義的市場経済が社会の隅々まで浸透しており、市場交換を基盤とすることで成り立っている。また、一面でこうした傾向はさらに進行しており、市場交換にとどまらず、交換的思考はますます拡大しているように思われる。こうした意味において、資本主義

の成立・発展に伴い、利潤という動機が気前のよさという精神を押しつけていったとする解釈は、けっして間違いとはいえない。ただし、交換の論理の蔓延は人間関係を希薄にするため、一面で贈与の論理の復権を望む声は、むしろ高まっているようにも感じられる。先述したような、現代社会における贈与の多様性の一部は、こうした傾向を示していると考えられよう。

アメリカの歴史学者であるデーヴィスは、時代とともに贈与や交換のシステムはさまざまに移り変わるが、完全な贈与のエコノミーから時折のプレゼントへの直線的な移行といった、普遍的な変化のパターンなどは存在せず、むしろ贈与の方法は時代によって変化するものの、贈与自体はけっして意味を失うことはないという前提に立って、贈与・売買・強制という3つのモードが、それぞれに交錯して人間関係を形作っていく様相を、16世紀のフランスを事例として、歴史的・社会的に論じた³⁴。すでに桜井英治氏は、モースが探求したトロブリアンド諸島と、近代資本主義との間に存在したであろう無数の贈与社会の実態を丹念に追いかけることが、歴史学にたずさわる者に課せられた責務であろうと述べているが³⁵、本稿もデーヴィスや桜井氏が指摘したように、人類学が対象とする原始社会をモデルとした贈与論ではなく、現代の資本主義社会における贈与の存在意義を見極めるためにも、古代から近代に至る社会をモデルとして、贈与と交換の論理の関係性の具体像を明らかにするような、歴史学による贈与論が必要であることを、強く主張したい。

4. 日本中世史を事例とした贈与・交換の研究視角

さて、日本の中世社会では、礼銭・礼物などと称される金銭や品物のやり取りが頻繁に行われていた³⁶。ここからは、この贈与的な側面と

交換的な側面を併せ持ち、ときに賄賂とも租税とも捉えられる礼銭・礼物について、これをいくつかの種類に区分した上で、その特徴・性質をきわめて大ざっぱに概観していきたい。

この作業を行うに当たって注意しなければならない点は、その礼銭・礼物のやり取りが、どのくらい贈与的か、あるいは交換的かということである。その指標となるのは、やり取りの目的が、相手との関係性の構築と、モノやサービスの入手自体の、いずれにより重きが置かれているのか、さらに後者の場合には、そのモノやサービスの入手が、あらかじめどのくらい確定的に保障されているのか、といった点になろう。また、そのやり取りが、対等者間においてなされているのか、上下間においてなされているのかを確認した上で、そこには愛からの贈与のような積極的な自発性がより多く含まれているのか、恐怖からの贈与のような消極的な外発性がより多く含まれているのか、といった点を慎重に見極めて、個別の礼銭・礼物の特徴・性質を判断することが重要である。

まずは、荘園の維持に関してなされた礼銭・礼物から見ていこう³⁷。室町期において荘園領主たちは、自らの所領の惣安堵と臨時課役の惣免除といった権利を保障してもらうため、室町殿に対してその代替りやそれに類する機会に、多額の礼銭を贈っていた。これに対して室町殿からは、その権利の承認を内容とする御教書が発給される。こうしたやり取りは、互いに金銭と安堵状というモノの取得を目的とした交換とも受け取れなくはないが、室町殿の代替りといった機会に荘園領主の側からなされていることから考えると、新しい室町殿との関係性を築くための主体的な贈与とその返礼といった側面が、少なからず含まれていたといえよう。もちろんそこには、周囲と足並みをそろえるために仕方なく、というような消極的な側面も、あわ

せて存在していたことは多分に想像される。また、田中氏は、莊園領主が惣安堵などを申請すること自体に、自らが室町殿の統治下にあることを確認するといった、ある種の儀礼的な意義を見出すことも可能であると捉えている。

こうした莊園維持に関する礼銭は、莊園領主からだけではなく、莊園の在地社会においてもなされていた。すなわち、実際に守護役や段銭といった賦課がなされそうになるたびに、守護代をはじめとする現地のしかるべき折衝相手に対して、在地社会から礼銭・礼物が贈られていたのである。水藤真氏は、たとえば本来16貫文の段銭が賦課されていたところを、4貫文の礼銭でその免除に成功したならば、段銭12貫文(75%)の減免であるというように、礼銭と段銭減免との関係を交換的に捉えているのであるが³⁸、こうした礼銭・礼物が、しかるべき折衝相手を選択して饗応とともになされたり、守護代の代替りに際してもなされたりしていることから判断すると、莊園領主と室町殿とのやり取りと同様に、贈与的な側面も有していたと考えられる。とはいえ、水藤氏も指摘しているとおり、こうした守護方への礼銭・礼物は、やがてその内容や相手が固定化され、しだいに恒常化することで、租税との区別が困難になっていく。つまり、礼銭・礼物と臨時課役の免除といったやり取りは、恐怖からの贈与と返礼、または交換的な関係に変質していく側面が認められるのである。これに対して金子拓氏は、こうした礼銭・礼物を無前提に守護役と同一視するのではなく、贈る側には相手との関係を維持し、自らの権益を保障してもらうため、贈られる側にはこれを梃子として権力の存立基盤を確立するためといった目的や、自らが地域社会の平和を維持しているという自負があり、両者のこうしたやり取りの中に、贈与的な側面が含まれていることを指摘している³⁹。そもそも礼銭を贈るこ

とによって、臨時課役の免除といった見返りが、あらかじめどの程度保障されていたのかを分析することも、こうしたやり取りがどれくらい贈与的か交換的かを見極める上で、意味を持つ作業になるのではないかと考える。

ところで、在地社会から守護方へ贈られた礼銭・礼物の経費は、東寺領莊園の場合、莊園領主と地下で負担が折半される習慣となっていた。辰田芳雄氏は、こうした莊園領主の費用負担について、現地の百姓たちによる年貢減免闘争の結果であると高く評価したが⁴⁰、東寺から在地社会に対する必要経費の下行は、いいかえれば、社会的立場のある者が周囲によって強制される吐き出しの義務、すなわち自分の立場を守るために、上位者が仕方なく下位者に対して行う恐怖からの贈与と評価できよう。

つぎに、訴訟にともなう礼銭・礼物を取り上げる。室町殿による親裁の場への出訴を披露というが、笈雅博氏は、訴人が披露を求めるためには、さまざまな伝手をたどってしかるべき奉行人を頼み、彼に礼銭・礼物を贈らなければならなかったことや、寺社権門ごとに担当の奉行人(別奉行という)が設置されるに至ったことに触れ、これを室町幕府の訴訟制度に定着し、日常化した賄賂であると評価した⁴¹。さらに、田中浩司氏は、別奉行への礼銭・礼物が、訴訟ごとになされる臨時的なものではなく、定期的な給与といった意識に近いものであると指摘した⁴²。

ところで、こうした訴訟にともなう礼銭・礼物を、賄賂と捉えるべきかどうかについては、議論を要するところである。そもそも賄賂とは、その時代の法や慣習を含む社会通念によって判断されるべきものであり、もちろんこれらの金品が、室町期において賄賂と認識されていたかどうかを検討することに大きな意義はあるものの、本稿ではあえてこうした議論には立ち入ら

ないことにする。むしろ本稿で注目すべきと考えるのは、こうした礼銭・礼物に含まれる、贈与的側面と交換的側面の特質についてである。

もしこれらに交換的要素が多く存在するならば、奉行人に金品を贈ることと、勝訴の判決を得ることは、より直接的に結びつくことになる。本稿では具体的な検討こそ行っていないが、訴訟相手も同様に、礼銭・礼物をもってしかるべき奉行人を頼っているとすれば、金品を贈ったからといって、必ずしも望むような判決が得られるとは限らない⁴³。まずはこうした意味において、訴訟にともなう礼銭・礼物には、交換的要素は少ないものと考えておきたい。むしろいざという際に室町殿への披露が確実になされるために、しかるべき奉行人との人間関係を維持しておくことこそが、日常的に金品を贈る目的であると考えるのが自然であり、もしこうした想定が妥当であるとするならば、これらの礼銭・礼物は、多分に積極的な贈与としての側面が強いということになる。

さて、ここからは文書発給にともなう礼銭の代表例として、制札銭を検討する。制札（禁制）とは、禁止事項や規制条項を命じるために発給された文書様式の一つであるが、とりわけ戦国期においては、戦災を逃れるために寺社や町村などが、しかるべき武將に申請して発給してもらったが多かった。その際に制札を発給する側に贈られた礼銭（礼物）を、特に制札銭と呼ぶのである。

こうした制札銭について、峰岸純夫氏は、交戦状態にある敵地（侵攻先）に向けて出される事前予防的な制札と、勝者が占領地に向けて出す戦後処理的な制札といった、2つの種類があると捉えた⁴⁴。また、片桐昭彦氏は、戦場以外から単独発給される制札と、戦場から大量に一斉発給される制札という分類を行ったが、これはおおよそ峰岸氏の区分に対応すると思われる⁴⁵。

以下では便宜的に、前者を単独発給制札、後者を一斉発給制札と称する。

片桐氏は、織田信長の単独発給制札について、申請者が発給要請先を訪れ、信長・取次・右筆に礼銭・礼物が贈られていたことを明らかにし、また、田中雅明氏は、日常的に関係のあった信長被官を取次として直接交渉にあたり、その内容が信長に上奏されて制札が発給されるといった、重層的な構造の存在を指摘している⁴⁶。田中氏のいうように、そこでは多分に人的で縁故的な繋がりが重視されており、こうした意味において単独発給制札の礼銭は、積極的で自発的な贈与として評価できよう。なお、後に豊臣秀吉は、制札発給にともなう取次銭を禁止しているが、制札銭の性質に対する評価とあわせて、その意味を考える必要がある。

これに対して一斉発給制札は、豊臣秀吉の関東侵攻における事例を検討した峰岸氏によると、秀吉から軍団の長にまとまった制札が交付され、それが各地に転戦している配下の武將を経て、寺社や町村に下付されるとともに、制札の下付先や礼銭の額は記帳が義務づけられ、集められた礼銭は最終的には秀吉のもとに上納されたという⁴⁷。このように一斉発給制札の礼銭は、戦費の調達をおもな目的とするものであったと考えられ、単独発給制札の礼銭と比較すると、相対的に消極的で外発的な贈与としての性質が、より大きかったと想定されよう。

さらに秀吉は、制札の下付対象となる在所の規模を上中下に区分して、それに応じた制札銭の額を定め、また、取次による礼銭の取得を禁止している⁴⁸。制札銭については、単独発給制札であっても、早い段階からおおよその相場のようなものが存在していたことが知られているが⁴⁹、おそらくこうした側面によって、制札銭に限らず文書発給のための礼銭・礼物は、これらを支払って文書を買ってくるとか、受益者負

担などと表現されることが多いように、一般的に交換的なやり取りとして認識される傾向が、きわめて強かった。もちろんこうした評価がなされる側面は、間違いなく存在するのであるが、制札銭のような文書発給にともなう札銭を、単純に交換と同一視することには慎重でなければならないと考えている⁵⁰。

さて、制札銭において典型的に見られるように、おそらく本来は贈与的性質であったと考えられるモノやサービスのやり取りでも、やがてそれが慣例化されたり、上位者によって都合のいいように制度化されたりすることで、交換との区別がほとんどつかなくなるといった事例は、非常に多く存在する。こうした傾向がある一方で、贈与的であることが重視され、全面的には容易に交換化されないモノやサービスのやり取りも、一部で存在するように思うのである。それは、医師・教師・弁護士・政治家・宗教家といった、現代においてなお、それに携わる人物が先生や師と呼ばれることの多い分野において、しばしば見受けられよう。

たとえば教師の場合、現代の学校教育は、制度的には学生（あるいはその保護者）と教師間における授業料と教師のサービスの交換行為である。けれども、竹沢尚一郎氏が指摘しているとおり、教師に求められているものは単なる知識の付与ではなく、献身や熱意などの人格の贈与である。もし教育が完全に交換化したならば、それはもはや教育とはいえない⁵¹。また、医師の場合も同様に、もともと医療を施すということは、収入を得るためではなく（少なくともそれが第一の目的ではなく）、病める人を救おうという気持ちに発した行為であり、恩恵を受ける方もそれに対して定まった料金を支払うというより、何か別の形でお礼をすることが普通であったと、成田善弘氏は述べている⁵²。

また、デーヴィスは、16世紀のフランスを事

例として、贈与では対価のためにサービスを提供するということが、礼儀・道徳に反すると確信されており、学者・医師・弁護士などのサービスは、贈与によって認知してほしいという要求が生じていたことを明らかにしている⁵³。現代においてなお、贈与的な心性を残しつつも、授業料や診療報酬などによって、限りなく交換化されつつある教育・医療といった分野が、前近代の日本において、どのように贈与的思考と交換的思考を合わせ持っていたのかといった問題は、実体レベルでより追究していく必要があるだろう。

ところで、日本の中世社会における、こうした贈与と交換に対する人びとの認識がうかがえる事例としては、藤木久志氏が分析した戦国期の預物の研究が、大いに参考となる⁵⁴。預物とは、戦乱に巻き込まれることを避けるために、財産などを安全な場所に預ける習俗で、戦国期において頻繁に行われていた。たとえば和泉国の入山田村は、近隣の郷村から預物を任されていたが、周囲から頼りにされ、彼らを保護してやっているという誇りと名誉から、その見返りとなる金品を要求することには慎重であったという。また、興福寺多聞院でも、大量の預物を引き受けていたが、あらかじめ手数料を定めていた気配はなく、預かりまたは引き取りの際に、相手任せの礼物を懇志の品として受け取っていたに過ぎないようである。さらに、近江国の僧明誓が記した『本福寺跡書』において、預物の謝礼は戦国の世では志の施物といわれ、こうした礼を出しても受け取らないような有徳の人こそが、物を預けて違わぬ人とされていたと紹介されている。

これに対して、戦国期の土倉たちの中には、財産を預かるのと引き替えに、倉敷料と称する保管代金を、米や銭によって前払いさせるといった、明らかに交換的な営業を行う者が存在

したという。このように預物という一つの習俗において、贈与的な精神と交換的な精神が、同時に確認されるといった事実は、この時代のモノやサービスのやり取りに対する、人びとの価値観の両義性が示されていて、非常に興味深い。

とはいえ中世の社会は、一般に贈与的な精神を基調としていたと理解されている。先に触れた和泉国の入山田村の事例であるが、洪水によって樋が流された際に、周辺の村の住人たちが、樋を引き上げるために合力し、酒までふるまっていたことは、郷村の協力関係を示す事例として有名である。稲葉継陽氏によると、東寺領の久世荘においても、用水が破損した際には、近隣の人びとに酒飯をふるまうことで労働力を結集し、その経費は新井料として荘園領主である東寺に要求されていたという⁵⁵。つまり、周辺住人という対等関係にある人びとと、領主という上下関係のある存在の双方に、合力というモノやサービスの贈与、すなわち協力関係を求めることで、彼らは生活を維持していたのである。

また稲葉氏は、久世荘を含む周辺五ヶ郷と、桂川を挟んで対岸の八条西庄との用水相論を事例として、地域社会がさまざまな領主たちを通じた幕府への訴訟を依頼するとともに、その進展状況に応じてもっとも有効な人物のもとに礼銭・礼物を贈ったり、あらたに細川京兆家に提訴してしかるべき文書の発給を求め、これらにかかる費用の一部負担を領主に要請したりといった、自力救済を原則とする中世社会の姿を描いている。やはりここでも、さまざまな合力関係の形成と、それを支える贈与の論理によって、地域社会の秩序や平和が確保されていたことを知ることができよう⁵⁶。

以上、中世における礼銭・礼物といったモノやサービスのやり取りを概観してきたが、本稿はこれまでの研究成果に学びながら、その雑感を述べたに過ぎない。

文書発給や訴訟にともなう礼銭だけでなく、戦争にともなう礼銭や、年中行事にともなう儀礼的な礼銭、また、補任料から勧進活動に至るさまざまな事例を対象に⁵⁷、贈与と交換の論理の関係性についての具体的な検証を通して、中世社会の特質を導き出すことが、今後の大きな課題である。

中世とは、貨幣の普及や商業の発達に見られるとおり、交換の論理が社会に広まりはじめる一方で、封建制といい、荘園制といい、座の特権といい、人間同士の頼り頼られる相互関係が、社会の基層をなしていた時代であると、一般的に捉えられている。そうした人間関係を支える紐帯として、贈与が果たしていた役割は計り知れず、贈与の論理こそが人びとの生存を保障していたとさえいえよう。中世における礼銭・礼物の広がりとは、こうした事実を物語っていると思われる（ただし、礼銭・礼物にさえ、交換の論理が少なからず認められるという事実については、中世社会の特質を考えるためにも、その意味を追究しなければならない）。これに対して、戦国大名や統一政権が、礼銭・礼物にさまざまな制限を設ける傾向にあったことは、すでにいくつかの事例をもとに指摘されている⁵⁸。中近世移行期において、贈与と交換の論理の関係性は、いかなる変容を遂げたのか（あるいは大きな変化は認められないのか）。実体レベルでの分析を通して、中世および近世社会の特質の解明に迫っていく必要がある。

結びにかえて

市場経済が席卷する現代は、取り引きする相手よりも、取り引きされるモノやサービスが重視されがちな社会である。こうした現代社会では、商品交換の分野に限らず、あらゆる場面において、しばしばそのやり取りの確実性、すなわち行為に対する見返りの保障が、あらかじめ

強く求められることが多い。このように現代は、たしかに交換的な思考がきわめて強い傾向にある。

そして、現代における人間関係の希薄さも、市場経済による交換的な論理の蔓延に、その原因の一端があることはたしかである。とはいえその解決策として、現代社会が市場経済を放棄することなど考えられようもなく、現実には交換的な論理に加えて、贈与的な論理をいかに復権させられるかが、現代的なさまざまな問題を解決するための大きな鍵となろう。

現代においても、実際の間人同士のやり取りは不確実性の方が高く、そこからトラブルが発生することもあれば、こうした不確実性を前提とした人間関係によって、トラブルを解決している側面もあろう。つまり、今なお一方で贈与的な思考が、社会的に重要な意味を持っていることはいうまでもない。贈与の論理が支配的な前近代から、交換の論理が支配的な現代へという、一般的に描かれがちな図式について、基本的にはそのような傾向が認められるものの、それはあまりにも大ざっぱな理解に過ぎないと考ええる。

本稿において、歴史学がどのような観点から、贈与と交換の論理を研究すべきかについて論じたのは、交換の論理が存在しつつも、贈与の論理が社会的にきわめて重要な役割を果たしていた、日本中世における人びとのやり取りの実体を解明することこそが、現代における贈与の論理と交換の論理の最適な関係性のあり方を導き出す上で、大いに参考になるのではないかと考えているからに他ならない。

注

- (1) 拙稿「贈与論と日本中世史研究」(『史叢』77、2008年)を参照のこと。
- (2) 伊藤幹治「贈与と交換の今日的課題」(『岩

波講座現代社会学17 贈与と市場の社会学』岩波書店、1996年)。

- (3) 小馬徹『贈り物と交換の文化人類学』(御茶の水書房、2000年)。
- (4) J・ファン・パール著／田中真砂子・中川敏訳『互酬性と女性の地位』(弘文堂、1980年、原文は1975年)。
- (5) 今村仁司『交易する人間』(講談社、2000年)、中沢新一『愛と経済のロゴス』(講談社、2003年)、蔵持重裕「荘園制・中世社会について」(『再考中世荘園制』岩田書院、2007年)などに詳しい。
- (6) ピーター・M・ブラウ著／間場寿一ほか訳『交換と権力』(新曜社、1974年、原文は1964年)は、経済的交換とは異なり、社会的交換では、返礼の性質があらかじめ確定的に明記されていないと述べている。本稿では、この違いこそが贈与と交換の決定的な違いであることを強調したい。
- (7) 注(6)前掲ブラウ著書。
- (8) たとえばマーシャル・サーリンズ著／山内昶訳『石器時代の経済学』(法政大学出版局、1984年、原文は1972年)は、一般化された互酬性(返礼を期待しない贈与)、バランスのとれた互酬性、否定的な互酬性(略奪的な贈与)からなる、互酬性のスペクトルを描いている。
- (9) K・E・ボールディング著／公文俊平訳『愛と恐怖の経済』(佑学社、1974年、原文は1973年)。
- (10) 成田善弘『贈り物の心理学』(名古屋大学出版会、2003年)。
- (11) 注(5)前掲今村著書は、社会的立場のある者は、他者たちの要求により、同時に吐き出しの義務を強制されるとする。また、荻野昌弘『零度の社会』(世界思想社、

- 2005年)では、南米のトゥピ・グアラニの部族長が、メンバーへ気前よく財を分け与える義務のため、部族の中で一番貧しくなる事例や、短期間に巨万の富を得たアメリカのIT長者が、他者からの嫉妬や恐怖から自発的に富を手放す事例が紹介されている。
- (12) 拙稿「『山科家礼記』にみる贈答とその機能」(『日本大学文理学部人文科学研究 所研究紀要』75、2008年)などを参照のこと。
- (13) 桜井英治「日本中世の贈与について」(『思想』887、1998年)。
- (14) 金子拓『中世武家政権と政治秩序』(吉川弘文館、1998年)。
- (15) 中には愛からの贈与と捉えられそうな、室町殿に気に入られることを期待した積極的な贈与も存在した。これについては、拙稿「足利義教晩年の贈答儀礼」(『駒沢女子大学研究紀要』16、2009年)などを参照のこと。
- (16) たとえば織田信長や豊臣秀吉の事例については、神田裕理『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』(校倉書房、2011年)に詳しい。
- (17) カール・ポランニー著／吉沢英成ほか訳『大転換』(東洋経済新報社、1975年、原文は1957年)。
- (18) ただし、上位に立つXも、政治的集団といった何らかの社会の構成員の1人であるから、そうした集団内のたとえばX・Y・Z…との間で、互酬的なモノやサービスのやり取りを行っている。
- (19) 網野善彦『日本中世の民衆像』(岩波書店、1980年)、同『日本中世の百姓と職能民』(平凡社、1998年)。
- (20) 勝俣鎮夫『戦国時代論』(岩波書店、1996年、初出は1985年)。
- (21) 藤木久志『村と領主の戦国世界』(東京大学出版会、1997年、初出は1990年)。
- (22) 注(9)前掲ボールディング著書。
- (23) 遠藤基郎「中世における扶助的贈与と収取」(『歴史学研究』636、1992年)。
- (24) 金子拓氏は、注(14)前掲著書の中で、貢納・贈与・流通の混淆したあり方こそが、中世における収取の歴史的形態であることを認識した上で、そうした形態をとった中世的権力の性質の多様性を追究する方法論が必要であると、きわめて貴重な指摘をしている。こうした収取のみならず、すべてのモノやサービスのやり取りについて、同様の研究視角を持つことが重要であると考え。
- (25) 注(9)前掲ボールディング著書。
- (26) マルセル・モース著／吉田禎吾ほか訳『贈与論』(筑摩書房、2009年、原文は1925年)。
- (27) 注(5)前掲今村著書。
- (28) 桜井英治「折紙銭と十五世紀の贈与経済」(勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、1996年)、同『日本の歴史12 室町人の精神』(講談社、2001年)。
- (29) クロード・レヴィ=ストロース著／馬淵東一ほか監訳『親族の基本構造 上』(番長書房、1977年、原文は1949年)。
- (30) 注(9)前掲ボールディング著書。先述したように、彼は租税を贈与の範疇で捉えたが、こうした理解の前提には、租税が支払われるには納税者は何らかの代償を受け取らねばならないという、交換の理論を無理矢理当てはめた財政学に対する批判が存在した。
- (31) 伊藤幹治『贈与交換の人類学』(筑摩書房、1995年)。

- (32) 注(2)前掲伊藤論文。
- (33) 注(9)前掲ポールディング著書。
- (34) ナタリー・Z・デーヴィス著／宮下志朗訳『贈与の文化史』(みすず書房、2007年、原文は2000年)。
- (35) 桜井英治「中世史研究と贈与論の射程」(『九州史学』145、2006年)。
- (36) 田中浩司氏は、「中世後期における「礼銭」「礼物」の授受について」(『経済学論纂(中央大学)』35-4、1994年)の中で、中世の社会において、礼銭・礼物の授受が、訴訟、文書発給、諸職補任、將軍御成・代替り、合戦といった、さまざまな場面でなされていたことを明らかにしている。
- (37) こうした礼銭については、田中浩司「日本中世における銭の社会的機能をめぐって」(『能ヶ谷出土銭調査報告書』、1996年)を特に参考とした。
- (38) 水藤真『片隅の中世』(吉川弘文館、2000年)。
- (39) 注(14)前掲金子著書。
- (40) 辰田芳雄『中世東寺領荘園の支配と在地』(校倉書房、2003年)。
- (41) 寛雅博「饗応と賄」(『日本の社会史4 負担と贈与』岩波書店、1986年)。
- (42) 注(36)前掲田中論文。
- (43) 寛氏は、注(41)前掲論文の中で、訴人と論人が、同一の別奉行によってなされた相論という、きわめて興味深い事例を紹介しているが、こうした事例の検討を、さらに増やしていく必要がある。
- (44) 峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』(吉川弘文館、2001年)。
- (45) 片桐昭彦『戦国期発給文書の研究』(高志書院、2005年)。
- (46) 田中雅明「織田信長禁制の取次に関する考察」(『戦国史研究』47、2004年)。
- (47) 注(44)前掲峰岸著書。
- (48) 上所は3貫200文、中所は2貫100文、下所は1貫200文とされていた。
- (49) 黒川直則「一貫二百文の制札銭」(『東寺百合文書を読む』思文閣出版、1998年)によると、制札銭は1貫200文が相場であったという。
- (50) 拙稿「三好長慶の上洛と東寺からの礼銭」(『戦国史研究』56、2008年)では、交換的に捉えられがちな文書発給にともなう礼銭にも、贈与的な側面が多分に含まれていることを指摘した。
- (51) 竹沢尚一郎「贈与・交換・権力」(『岩波講座現代社会学17 贈与と市場の社会学』岩波書店、1996年)。
- (52) 注(10)前掲成田著書。
- (53) 注(34)前掲デーヴィス著書。
- (54) 藤木久志『城と隠物の戦国誌』(朝日新聞出版、2009年)。
- (55) 稲葉継陽『戦国時代の荘園制と村落』(校倉書房、1998年)。
- (56) 注(12)の拙稿において、中世社会では、対等者間・上下間を問わず、さまざまな贈与を通じた人間関係の形成によって、自らの権益が守られていたという側面を指摘した。
- (57) 戦争にともなう礼銭については、黒田基樹「戦国大名の経済基盤をめぐって」(『戦国史研究』57、2009年)、年中行事にともなう儀礼的な礼銭については、盛本昌広『日本中世の贈与と負担』(校倉書房、1997年)や、同『贈答と宴会の中世』(吉川弘文館、2008年)、補任料や勸進活動については、本郷恵子『中世人の経済感覚』(日本放送出版協会、2004年)などを、それぞれ参照のこと。
- (58) 注(55)前掲稲葉著書など。